

平成28年7月13日

第1回世田谷区地域包括支援センター
運営協議会
(要約版)

午後 7 時開会

○介護予防・地域支援課長 世田谷区地域包括支援センター運営協議会を開催する。

高齢福祉部長より挨拶させていただく。

○高齢福祉部長 皆様には世田谷の福祉の向上に尽力いただき、忙しい中、運営協議会の委員をお引き受けいただき感謝する。当協議会も11年目を迎え、新しいメンバーでスタートした。

介護保険制度は27年度の大規模な改正が行われ、世田谷区も粛々と取り組んだ。第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の2年目となる28年度は新しい総合事業もスタートした。住民活動が活発な世田谷ならではの事業をつくるため、地域の活動団体や事業者、区民の意見を伺いながら制度をつくり、4月にスタートしたが、いろいろな課題も見えてきている。皆様の意見を頂戴しながらよりよい制度にしたい。

世田谷区では区のまちづくりセンターと、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の一体整備、同じ場所に1つの窓口を設置し、26年10月からは砧地区、27年7月からは池尻、松沢、用賀、砧、上北沢の5地区で、高齢者だけではなく障害者や子育て家庭、生活困窮の方等の相談を受ける地区の福祉の相談窓口を設置し、7月からは27全地区でスタートした。地区の中では輻輳した課題を抱える方もいるので、地区でしっかり受けとめ、5つの総合支所、本所で支援に取り組んでいきたいが、行政だけでできることではないので、不足するサービスを構築するために必要な社会資源開発や、地域の方々と力を合わせて誰もが住みやすい世田谷をつくりたい。当協議会でも忌憚のない意見を頂戴しながら世田谷の福祉の向上に御尽力、御協力願いたい。

○介護予防・地域支援課長 委員の皆様方には、忙しい中、世田谷区地域包括支援センター運営協議会の委員をお引き受けいただき感謝する。

運営協議会委員の委嘱期間は2年である。皆様には今年度から平成29年度末まで委員として委嘱させていただく。委嘱状は本来は区長から直接お渡しするところであるが、略式で手元に配付していることを御了承願いたい。

(委員紹介)

○介護予防・地域支援課長 本日、委員2名が欠席、1名は遅参、1名は途中退席の予定である。

事務局職員の紹介を行う。

(事務局紹介)

○介護予防・地域支援課長 議事に入る。

最初に会長の選任を行う。会長は委員の互選により定めることとしているが、意見、提案はあるか。

特に提案がなければ事務局から提案したいが、異議ないか。

(異議なし)

○介護予防・地域支援課長 これまで地域包括支援センターの運営事業者の選定や高齢者虐待対策地域連絡会など、区の高齢者福祉に多大なお力添えをいただいている委員に会長をお願いしたいが、どうか。

(拍手)

○介護予防・地域支援課長 それでは、委員に会長をお願いする。

要綱上、副会長は会長からの指名となっているので、会長から副会長の指名をいただきたい。

○会長 副会長は、平成26年度から委員を務め、あんしんすこやかセンターへの関与の御経験を踏まえて委員を指名したい。

(拍手)

○介護予防・地域支援課長 会長と副会長から一言ずつ挨拶いただき、以降の進行を会長にお願いする。

○会長 大学が八王子にあり、ここから離れているが、別の市と区で十数年前、介護保険発足当初から運営協議会にかかわってきた。世田谷区では高齢者虐待対策地域連絡会及び地域包括支援センターの運営事業者の選定等でこれまでかかわらせていただいた。

現在、2014年の介護保険制度の大幅な改定があり、地域の活動の活性化を含めてさまざまな変化が起きている非常に重要な時期である。皆様方の貴重な意見をこの会議で十分に審議できるよう、微力ではあるが尽力する。

○副会長 日本大学文理学部は世田谷区の中にあり、私は文理の中でも社会福祉学科に所属している。大学自体が世田谷区にあるため、学生ともども地域の活動に力を注ぎ、大学と地域の連携、あるいは、私自身が介護保険制度、地域包括ケアシステムに関心を持っているため、地域の活動の中でさまざまな方たちと、これからの地域包括ケアシステムへつながる活動ができたらと考えている。

地域包括ケアシステムの中でも地域包括支援センターは重要な、かなめになる役をする場所だと考えている。地域の人々のさまざまな活動の協力、連携があって初めて力も出せ

るので、運営協議会の中でそれらの連携や地域づくり、地域への課題が議論できたり、地域包括支援センターが活動する上での力になるように、微力であるが副会長を務めたい。

○介護予防・地域支援課長 以降の進行は会長に願います。

○会長 議事に入る前に資料の確認をする。

○介護予防・地域支援課長 資料の確認をする。

(資料確認)

○会長 (1)の平成27年度の実績及び取組みについて、①平成27年度あんしんすこやかセンター実績報告と②の地域包括ケアの地区展開の全地区実施の2件について説明願う。

○介護予防・地域支援課長 平成27年度あんしんすこやかセンター実績報告について説明する。

1枚目はかがみ文で、2枚目以降に別紙として詳しい資料をつけてあるが、かがみ文に概略を示しているのので、そちらを説明する。後ろの資料は後ほどごらん願いたい。

まず、1の地区状況の概要である。28年4月1日現在、世田谷区の人口が約89万人で、うち高齢者人口が17万8426人、前年度から比べて1.7%ほどふえている。高齢者率が20.1%、前年度から比べて0.1%増加している。高齢者人口が一番多いのが烏山地区で約1万3000人、最少は代沢地区で約3500人、1地区の平均では約6600人である。

また、6月1日現在で運営法人があんしんすこやかセンターに配置している職員は合計で177人、1カ所平均で6.6人である。

2のあんしんすこやかセンターの実績報告の概要であるが、全体で延べ相談件数が約10万2000件で前年度に比べて0.7%、1カ所年比0.7%ふえており、1カ所では年平均3762件である。予防給付に関するものを含めると約15万5000件で、前年度と比べると1.8%ふえており、若干増加している。

相談内容の内訳は、総合相談にすることが最も多く約8万件余りで、昨年度とほぼ同じである。介護予防に関することは約6000件で6.9%ほど減少している。ケアマネジャーの支援にすることが1854件、権利擁護に関することは1874件、多少増減はあるが全体としてほぼ横ばいの傾向である。

介護予防に関しては、基本チェックリストの実施人数が約4200人である。二次予防事業の対象者の把握についてが約1100人と減少しているが、介護予防ケアマネジメントについては759件で少し増加している。介護予防ケアマネジメントの数は生活支援サービス、家事援助と見守りなどであるが、平成26年度から要支援者までを対象として広げたこと、理

学療法士や管理栄養士などの専門職が訪問するサービスの利用が定着したため多少増加しているものとする。

介護予防支援の実施件数は4660件である。そのうち居宅介護支援事業所に委託している件数は1356件で若干増加しており、結果として職員1人当たりの受け持ち件数が18.7件で、前年度の24.4件に比べると減少している。地区内において委託している事業所数が157カ所で、あんしんすこやかセンターの受託法人と同一の法人事業所も含まれているが、同一法人事業所への委託件数は120件で前年度より減少している。

続いて、資料No.2の地域包括ケアの地区展開の全地区実施について説明する。

冒頭で部長が申し上げたが、区では地域包括ケアシステムを推進するに当たり、出張所・まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者が一体となり連携して、身近な地区での相談の充実、地域の人材や社会資源の開発を行う地域包括ケアの地区展開の取り組みを進めている。平成26年10月から砧地区で、平成27年7月からは池尻など全5カ所でモデルを始め、この7月からは全区で実施している。

取り組み内容については別紙1の横長のA3の資料を使用して説明する。

国では、2025年（平成37年）に団塊の世代が後期高齢者になることを見据えて、高齢者がいつまでも可能な限り住みなれた地域で住み続けられるように、医療や介護、予防、住まい、生活支援を生活に近い場で一体的に提供する地域包括ケアシステムを地域の実情に応じてつくることとしている。それを進めていく1つのやり方として、世田谷区の目指す地域包括ケアシステムとして、相談の対象、地域包括ケアシステムの対象は高齢者だけではなく、障害者や子育て家庭や生活困窮者等も含めて捉えて推進し、相談の対象を広げていることと、三者が連携して相談支援や地域の資源と協働して取り組んでいくことが、世田谷区の特徴であると考えている。そうした取り組みを、A3の資料1にあるように、誰もが住みなれた地域で暮らし続けられるように、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会の三者を、ハード的な一体整備も含め進めており、三者が連携しておのこの強みを発揮しながら、福祉の困り事などさまざまな相談に対応し、支援に結びつける。

どこに相談してよいかわからない問題、子育て中だが介護でも困っている等の複合した問題にも対応する。三者が持つそれぞれのノウハウを共有して地区の課題の把握、解決のための地域の人材や社会資源との協働等にも取り組む。

右側のⅢの相談支援の取組み状況を説明する。

出張所・まちづくりセンターでは区民に最も身近な行政機関として、さまざまな相談を受け、対応する。また、受け付けた相談の内容を整理して適切な窓口へつないだり、連携して対応する。あんしんすこやかセンターでは、高齢者に加えて障害者、子育て家庭等に対象を拡大し、個人に対する支援だけではなく家庭内の複合した問題にも対応する。御相談の課題の整理を行い、情報提供、相談対応を行うほか、内容によっては適切な担当組織、専門機関等につないで支援に結びつける。また、個別の事例の検討の積み重ねにより、地区における事業者のケアマネジメント力の向上を図る。

社会福祉協議会では、サロン等の地域交流の場へ参加を希望する方に対して案内や情報提供を行う。また、制度的に対応の難しい家事援助や見守り等の支援が必要な方に対して相談を受け、事業の説明や利用に向けた調整を行う。また、支える側で参加したい方に関しても活動に関する相談を受け、継続的な活動の支援も行う。

三者の連携によって相談に対応した事例を2つほど紹介しているので、後ほどごらんいただきたいが、それぞれに個々に対応するだけではなく、三者のノウハウ、知恵を出し合って協力しながら問題の解決を進めている事例である。

裏面は、参加と協働による地域づくりの取組み状況である。

出張所・まちづくりセンターでは、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会との三者連携会議を主催して地区の課題を把握したり、解決に向けた方向性や、どのように解決していくかの手法などの話し合いを行うとともに、三者の調整や取りまとめを行う。

あんしんすこやかセンターでは、これまでも地区包括ケア会議として実施しているが、地域ケア会議を開催して個別ケースの検討や課題の解決を図るとともに、相談事例の中から地区の課題を把握して三者連携会議に提起し、三者で連携する中で解決を図る。

また、これまで高齢分野での専門性を発揮していたが、障害、子ども、その他の分野の会議等にも幅広く参加して、ネットワークづくりや課題の共有を行い、連携の強化を図る。

社会福祉協議会では地域ケア会議や三者連携会議に参加するとともに、事業者、施設など地区内の社会資源に訪問調査を行い、地区の活動団体、施設などの取り組みの把握をしている。また、サロンの新規開設や他団体との連携の支援、人材バンクの活用等によって社会資源の開発を行っている。また、広報として、メールマガジンやホームページ等で地区の情報発信を区民に行っている。

こうした三者連携の地域づくりの取り組みについても、以下、2例ほど紹介しているの

で、後ほどお読み願いたい。

三者連携会議等で地区の住民や活動団体から出された相談や、あんしんすこやかセンターや社会福祉協議会への相談や取り組み等から浮き彫りになった地区の課題を共有し、解決に向けて区民や事業者の参加や協働による地域づくりを連携しながら進めている。

6月まではモデル実施しており、全地区実施に向けた課題がモデル実施の間に幾つか出たので、それに対する対応をして、今、全地区で実施している。出てきた課題としては、窓口ではプライバシーの確保が必要である、サイン等をわかりやすく表示する必要がある、また、三者を一体でハード的にも整備すると申し上げたが、7月の時点で10カ所一緒になっていないところがある。まちづくりセンターの中に社会福祉協議会は既に入っているが、あんしんすこやかセンターは離れているところがあるので、区民がなるべく不便にならないように対応を考えて幾つか対策をとっている。

相談の対応に当たっても、これまで高齢者を専門に対応してきた方々が多いあんしんすこやかセンターであるため、子育てや障害等に関しては、モデル実施の際も同様に行ったが、マニュアルを整備して研修を実施した。マニュアルもモデル実施から改定して、新しいもので研修し、今、マニュアルをもとに相談対応を行っている。

また、相談の対象の拡充に対応するために、各あんしんすこやかセンターには必要な職員配置を行っている。

その他については資料を再度確認願いたい。詳しい内容は報告書にまとめているので、後ほど確認願いたい。

また、資料として、6月20日に発行した区のお知らせの27地区の福祉の相談窓口特集号、緑色のチラシをつけている。チラシは区民にお知らせするために作成したもので、本日配付したものは全区共通版であるが、地区ごとに地区の電話番号や住所等を掲載したのも作成した。

この取り組みは全地区で始まったばかりなので、今後も課題が出てくると考えられるが、1つ1つ改善しながら地域包括ケアシステムを構築できるよう取り組んでまいりたい。

○会長 引き続き、③の平成27年度世田谷区成年後見制度に関する実績等の報告を事務局から説明願う。

○生活福祉担当課長 資料No.3に基づき生活福祉担当課長より説明する。

本件は、区が社会福祉協議会の成年後見センター（愛称えみい）に委託して実施してい

る成年後見制度の利用支援等の27年度実績である。

まず、資料の2の(1)であるが、成年後見センターの相談員が受けた相談について、①4年間の推移、②相談内容の内訳を記載した。相談件数については1690件と前年度比で約289件増加。高齢者を対象とした相談が増加しているが、割合としては知的障害者も伸びている。②の相談内容は、法定後見が1151件と全体の約68%を占めている。

2ページ目の(2)は弁護士による法律相談の状況である。予約制で1人30分の相談であり、27年度実績は126件であった。

その他、(3)に親族等が申し立てを行う場合の手続等の説明会の実施と、(4)には区民成年後見人の養成について記載した。区民後見人養成研修は全55時間を12日間で行うもので、第9期となる27年度の修了生は17名である。

区民後見人の受任件数については、次の(5)の①の表にあるとおり、①の右のほうにあるが、「区民後見人」とある欄で各年度約20件程度である。受任していない修了者は成年後見支援員として、先ほどの申し立て手続説明会や後見人の補助業務を行っている。

(5)の事例検討会であるが、月2回、弁護士や司法書士、社会福祉士、区民後見人、区の関係課長のメンバーで開催し、申し立て事案の課題整理と後見人候補者の選任等を行っている。候補者の選任状況は①の表のとおりである。

3ページに移り、制度の普及啓発については(6)に記載のとおり、ハンドブックやホームページ等による案内や関係団体への説明会による取り組みとともに、各種相談機関等との事例検討により連携を深めて進めている。

3の成年後見区長申立てであるが、表に記載の件数で、4年間の平均では年52件になる。

4のその他として社会福祉協議会の自主事業等を記載している。実績は表のとおりであるが、1つは、社協が法人として成年後見人を受任した件数で法定後見と任意後見の数、また、区民後見人が受任した場合は法人が後見監督人を務めているため、その件数である。さらに、地域福祉権利擁護事業は、世田谷区社協ではあんしん事業として行っており、その件数が記載されている。

最後に、(2)でセミナー等の取り組みを記載した。昨年度は特に区の成年後見センターが開設して10周年という節目の年であり、世田谷区民会館ホールに560名余りを集めてシンポジウムを開催した。また、老い支度講座を開催するとともに、最後の4ページにあるが、区社協独自のエンディングノートを作成、販売し、高齢者が御自身の将来を考える機

会として各制度の普及啓発を行った。開催状況は表のとおりである。

○会長 引き続き、④の平成27年度介護保険事業の実施状況と、⑤の平成27年度介護予防支援に係る同一法人による介護予防サービスの提供状況について、事務局より説明願う。

○介護保険課長 資料No. 4、平成27年度介護保険事業の実施状況について介護保険課長より報告する。

まず、1、総人口及び年齢別人口の推移である。資料No. 1にもあるが、平成28年4月1日現在の総人口は88万7994人で、そのうち65歳以上の人口は17万8426人、高齢化率は前年度から0.1ポイント増の20.1%となっている。

また、年齢階層別人口では80歳から84歳が前年度比3.5%の増加、85歳以上が4.7%の増加で、高齢者の中でも高齢化が進んでいる。

次に、2の第1号被保険者数の推移である。第1号被保険者数が前ページに記載している65歳以上の人口と比較して17万9512人と、約1100人多くなっているが、住所地特例の制度を適用された方を加えて計上したためである。75歳以上の方は年齢階層別として3つの区分に分けて再掲したところ、年齢が上がるとともに前年度比の増加率が高くなっている。

また、一番下の折れ線グラフは第1号被保険者に占める75歳以上の方の割合の推移を東京都、全国と比較したもので、平成27年度の世田谷区における75歳以上の割合は50.4%で、東京都や全国の比率を上回っている。

次に、3ページの3、要介護・要支援認定状況である。(1)は、要介護・要支援の認定者数の推移を年齢階層別にあらわしたものである。全体の認定者数は3万7659人で、前年度比1.5%の増加となっている。年齢階層別の認定者を見ると、85歳以上の方で前年度比4.3%の増加となっており、高年齢層での認定者が増加している。

また、第1号被保険者の認定率は前年度と同じ20.6%となっている。一番下の折れ線グラフは第1号被保険者の認定率の推移を東京都、全国と比較したものになる。

4ページ、(2)は認定者数の推移を要介護度別に示したものになる。要介護度別の内訳は、要支援1の方が前年度比5.1%減と比較的大きく減少し、要介護1の方が前年度比4.4%増と、昨年度までの増加の割合と比較して少し緩やかな伸びとなっている。

次に、5ページの4、給付実績の推移である。平成27年度の介護サービス総給付費は前年度比2.3%増の517億9886万円で、計画値との乖離がマイナス3.6%と、ほぼ計画どおりに推移した。サービス別の給付費のうち大きなものは特定施設入居者生活介護、通所介

護、訪問介護、介護老人福祉施設で、全体の6割を占めている。

6 ページの5、平成27年度介護保険料の収納状況である。第1号被保険者の現年度分の収納率は98.3%で、平成26年度とほぼ同様である。滞納繰り越し分の収納率は前年度比0.8ポイント減の18.8%となっている。

次に、6、平成27年度の事故報告の状況である。平成28年5月末までに報告があった平成27年度の事故件数は、介護保険外のサービスとなる通所介護事業所等で提供する宿泊サービスを含めて1179件であった。サービス種類別の内訳は表に記載のとおりである。主な事故内容は、骨折、打撲、損傷、誤薬等が上位を占めている。

最後に、7 ページの7、介護施設等の整備状況及び今後の予定である。サービス種別ごとの施設等の整備状況について、平成26年度末までの整備数と、第6期の平成27年度から29年度の計画数、平成27年度単年度における開設数と平成28年度以降整備予定の概要を記載した。

続いて、資料No.5、平成27年度介護予防支援に係る同一法人による介護予防サービスの提供状況について報告する。

まず、1の趣旨である。指定介護予防支援事業者においては、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類や特定の事業者に偏ることのないよう公正中立に行わなければならない。そこで、各あんしんすこやかセンターを運営する法人について、当該法人が提供している介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を例としてサービス提供の状況を示すものである。

次に、2のサービス提供の状況である。平成27年度の状況は、昨年度と比較して自法人による提供件数の割合が介護予防訪問介護では7地区で減少、12地区で増加しており、全体平均で前年度比0.4%の微増となっている。また、介護予防通所介護では全体的に減少し、18地区で減少、4地区で増加、全体平均で前年比1.6%の減少となっている。

自法人による提供件数の割合の高い地区については、地域によって事業所が偏在していることが考えられるが、提供が偏らないように利用者のニーズに合ったサービスを複数紹介し、選択していただいている。

裏面に、各あんしんすこやかセンターの実績の表を掲載したので、後ほどごらん願いたい。

なお、区では本年度より新しい総合事業も開始して、介護予防訪問介護と介護予防通所介護は新しい総合事業のサービスに今後移行していく。本資料は各あんしんすこやかセン

ターに送付して、引き続き地域包括支援センターの公正中立の確保に向けた取り組みを進めるようお願いする。

○会長 引き続き、⑥平成27年度高齢者虐待対策の取組み、⑦平成27年度高齢者孤立死の調査結果、⑧地域密着型サービス等の整備状況について説明願う。

○高齢福祉課長 高齢福祉課長から、まず、本日机上配付で差しかえをお願いした資料No.6、平成27年度高齢者虐待対策の取組みについて報告する。

まず、1、高齢者虐待対策の取組みである。(1)で高齢者虐待対策地域連絡会及び担当者会の開催状況について記載している。連絡会は記載の構成メンバーで年1回、担当者会は記載の構成メンバーで年2回開催した。

(2)虐待対応ケア会議である。27年度は236事例についてケア会議を422回実施した。昨年度、26年度は201事例で421回のケア会議が開催されたので、若干増加の状況である。これについては虐待の啓発活動から相談、通報について積極的な御協力をいただいたことがある。また、複雑なケースが多くなり、会議の回数も複数回という状況が見られる。

(3)の被虐待高齢者一時保護施設の運営であるが、平成27年度は利用実績が3名であった。26年度は1名であったので増加となる。

(4)対応力向上を目指した事業所・区民への啓発及び研修である。1つ目としては、高齢者虐待対応の手引き、ひとりで悩まないで及び高齢者施設内虐待対応の手引きの改定をさせていただいた。また、区のおしらせは、12月1日号にて高齢者への虐待を防ぐ内容を掲載し、区民へ啓発を行った。

研修は年3回実施しており、基礎研修、第2回研修、第3回研修を記載した。

基礎研修は50名参加いただき、介護事業所職員、あんしんすこやかセンター職員、ケアマネジャー、区職員を対象に行い、高齢者虐待に気づき適切な対処を行うため、擁護者との関係形成の流れや解決思考アプローチの考え方について学ぶ研修を実施した。

第2回の高齢者虐待対応研修は75名の参加をいただき、対象者は介護事業所職員、あんしんすこやかセンター職員、ケアマネジャー、区職員であった。AAAの基本的な考え方を理解し、対応シートや安心づくりシートを活用しながら解決に行き着くための面接技法を学ぶ研修を実施した。

第3回の研修は参加者が90名で、これもあんしんすこやかセンター職員、ケアマネジャー、区職員を対象とした。精神疾患を抱えた擁護者への対応のため、発達障害の基本的知識や面接場面の設定で配慮すべき点を学ぶ研修を実施した。

続いて、2、平成27年度の相談・通報実績である。

(1)と(2)が並んでおり、まず、(1)養護者による虐待についてであるが、養護者による虐待の通報は27年度は163件、うち認定に至ったものは142件である。裏面には新規相談件数、27年度は今申し上げた163件で、そこに相談通報者の内訳が記載してある。また、やや上のほうであるが、虐待を受けた、または受けたと思われると判断した事例は142件で、その下に内訳がある。

判断結果についての紹介を幾つかさせていただく。

まず、虐待でないと判断した事例が25事例あった。1つの事例を紹介する。本人は息子夫婦と二世帯住宅で生活していた。近隣より、顔の腫瘍の手術をした本人が農作業をしており、手術後の状態が悪く、顔面が崩壊している状況にもかかわらず、家族は病院に連れていかず農作業をさせているという通報があったが、虐待ではないと判断した。本人より認知症ありということであるが、本人の妻のケアマネに確認して、夫婦ともに畑に出ることが生きがいで、家族がとめても聞かずに畑に行ってしまう。本人は腰が曲がり、よろよろしている面があり、近隣住民は誤解する可能性があるが、長男が力仕事等はきちんと対応していた。

虐待の判断に至らなかった事例が4件ある。虐待の会議を開催する前に本人が死亡してしまい虐待の判断に至らなかったもの、また、会議の開催前に分離して虐待の判断には至らなかったものがあった。

虐待の種別、類型は、身体的虐待79件、介護・世話の放棄、放任（ネグレクト）は44件、心理的虐待84件、経済的虐待が40件ある。

経済的虐待と認定した事例を1つ紹介する。本人はひとり暮らしで、本人の年金や家賃収入等の金銭管理を息子が行っていたが、本人の生活に必要な食費が与えられず、介護サービス費の滞納等が見られ、息子への連絡がつかなかった。毎日訪問介護が昼に入り、家の食材で昼食、夕食を用意しているが、食材が不足し金銭もないため支給品等で辛うじてしのいでおり、経済的な虐待と認定した。

表面に戻り、先ほどの真ん中の2の(2)は要介護施設従事者による虐待である。要介護施設従事者による虐待は通報が10件あり、そのうち認定に至ったものが4件であった。

下のほうに施設ごとの内訳がある。10件の内訳は、養護老人ホーム、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、地域密着型特定施設が5件で、合計で10件となっている。

続いて、資料No. 7、平成27年度高齢者孤立死の調査結果について報告する。

資料No.7の真ん中あたりに※印があるが、この調査における孤立死とは、高齢者が誰にもみとられずに自宅で死亡し、死後数日を経過し発見された場合で、かつ、区及びあんすこやかセンターにて把握できた件数を計上している。地域ごとに性別、年齢別、発見までの期間、サービスの利用状況等について記載している。合計で69名が孤立死のような状態で発見された。

発見までの期間を見ると、3日以内が23名、1週間以内が22名である。また、サービスの利用状況を見ると、サービスを利用していなかった方が40名、介護保険サービスを利用している方が16名であった。

データ構成として、男女の比率等は下に記載している。

めくっていただくと、発見までの期間とサービスの利用状況についてクロスした集計がある。3日以内に発見された方は、介護保険サービスあるいはその他サービスを御利用の方が9名、何のサービスも利用していない方が13名である。

最初に異変を感じた人は、3日以内の場合は近隣や不動産会社、管理人、あんすこ、ヘルパーが見られる。2週間以上になると近隣や大家、身内の数字が高くなってきている。

次のページには平成19年度以降の各年度ごとの数字を掲載している。裏面に続いて27年度までの数字を挙げた。

続いて、資料No.8、地域密着型サービス等の整備状況について報告する。

資料は縦軸が総合支所、日常生活圏域ごとの区分で、横に進むとサービスごと、大きくは地域密着型サービスと、その他施設等とに分けており、それぞれのサービスが記載してある。細かくは後ほど確認してほしいが、空欄のところは圏域でサービスが整備されていない。区としては、住みなれた地域で支え合い、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会の実現が第6期計画の基本理念のため、なるべくこういったサービスの整備誘導を図りたい。

現在、各種補助金を活用して認知症対応型共同生活介護や認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時訪問型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設など、補助金を活用した整備誘導を行っている。また、これまで年2回という期間を区切って公募し、補助金を活用した整備事業者を募っていたが、今年度からは公募期間を1回ふやして3回にして、整備の計画を立てる機会をふやす取り組みを始めている。

○会長 事務局の報告に対して質問、意見等はあるか。

○委員 最後に説明いただいた資料No.7の孤立死の件であるが、玉川地域が今年はい多いの

が気になる。先日、私どもの役員が保健センターの自殺対策の会議に出席した際、玉川地域は結構自殺が多いという報告を受けた。例えば病死や自殺など、孤立死の原因は判明しているのか。

○高齢福祉課長 先ほど報告した69件は、区で関係機関から情報を収集したものは統計的にまとめていないが、個表の形では把握している。報告できず申しわけない。

もう1つは、今申し上げた区の把握している孤立死の状況と、東京都の監察医務院で取り扱った状況がある。孤立死の状況で発見されると、遺体は監察医務院に行って最終的な死因の確認を行い、最終判断した死因は身内にしか報告されない。統計の形では公表されるが、最終的には区に回ってこない。

監察医務院の資料を見ると、世田谷区での統計ではなく東京23区になるが、65歳以上で見ると一番多いのが、病気では循環器系の疾患で、特に虚血性心疾患という死因で判断されるケースが男女とも多い。自殺は都内23区内で65歳以上は男性が126名、女性が65名である。東京都の監察医務院のホームページにかなり詳しく統計が出ているので、ごらん願いたい。

○委員 病死ということであると、見守りが積極的にできている地域は早く発見できると思う。我々薬局も、今、どんどん門戸を開いていろいろな相談を受けるところで、自殺の原因となる鬱など、いろいろな相談を我々が窓口になって受けることで、いい方向に向いていくという考えがあったので、孤立死の内容を聞きたかった。

○委員 同じく孤立死についてであるが、今回のデータは多分、亡くなった方のデータだと思う。世田谷区のさまざまな取り組みで、4つの見守りや関係機関への委託、協力、見守りという形をとっていると思うが、孤立死を防げたケースのデータや、こういった形で発見できたのかがわかれば、それに対しての今後の方向性がつくのではないかと考えたが、今のところそういったデータはないか。

○高齢福祉課長 事例として伺っているものを紹介すると、今お話しいただいたように、区には幾つかの見守りの施策があり、その中の1つに事業者に御協力いただいて、例えば御家庭に新聞を配達したり、宅配で生活物資を配達する事業者と協定を締結して、気づきがあった場合に区の総合支所の保健福祉課や、あんしんすこやかセンターに連絡いただく取り組みを行っている。

その中で公衆浴場の取り組みがあり、しばらく見かけないと連絡をいただき、職員が伺ったところ……。

○高齢福祉部長 御連絡いただいて、あんしんすこやかセンターと民生委員が伺ったところ、中で倒れていて、そのとき意識はなかったが、救急車を呼んで一命を取りとめた事例。それと、新聞配達の方が、新聞を休むときは必ず連絡してくれるのに連絡がなかったと、あんしんすこやかセンターと民生委員に連絡いただいて、訪問したところ、やはり家で倒れていて、その方も一命を取りとめたという事例が続いて寒い時期にあった。一命を取りとめたが、そのままだったら亡くなっていたらと思う事例はあった。

○委員 せっかくいろいろな協定や取り組みをなさっているので、こういったことで助かったということがわかれば地域住民にフィードバックしたり、こういった形で助けられる例もあるとお知らせできると思ったので、データをとるのは難しい部分もあるとは思いますが、事例的にはどういったことで助けられたのかは聞けたらと思った。そういった取り組みが可能であればお願いしたい。

○高齢福祉課長 恐らく、あんしんすこやかセンターの取り組みの中では、そういった形で、いろいろな医療や福祉サービスにつながれている事例はあると思う。今お話にあったとおり、セーフだった場合の統計をとっていないので事例という形で聞いている。また、今紹介した事業者との取り組みについては、なるべく定期的に、それぞれ事例を持ち寄って情報共有することで本年からスタートしているので、そういったところで見守りの効果も共有していきたいし、出たものについては報告したい。

○委員 私の認識不足だと大変恥ずかしいが、地域ケア会議について尋ねたい。

地域ケア会議、三者連携会議に持っていく前の段階として地域の課題を把握するということで、医療、介護、その周りの社会資源、町会等の方たちに集まっていただき、地域の問題点を探り出す、把握していくという認識だったが、招集の仕方や、どのような方に話が行っているのかを伺いたい。実は、私たちの団体は100軒以上の施術所があるが、話が余り来ない。

○介護予防・地域支援課長 地域ケア会議については、今、あんしんすこやかセンターで実施しているものは、その都度専門職の方等に声をかけて実施している。

資料1の10ページから11ページあたりが地区包括ケア会議という地区版の地域ケア会議の状況であるが、11ページに実施内容や参加者について掲載した。声かけの仕方はあんしんすこやかセンターに任せているので、もし事例等を御存じであれば、あんしんすこやかセンターから来ている委員に紹介してほしい。

○委員 27カ所は本当にいろいろなやり方で行っていると思う。

自分の勤務しているあんしんすこやかセンターでの話になるが、私どもが行っている地域ケア会議は医療連携ということで行っており、地区内に住所のある先生方を中心に医師会の先生方で御賛同いただける方、地域に住所がある事業者など、なるべく地区にかかわりのある方々に声をかけている。

○委員 毎回何人ぐらいの方が集まるのか。

○委員 直近で行った会議では、地域のかかりつけのクリニックの先生は11名、それ以外に介護保険のケアマネジャー、訪問看護事業所、訪問介護の事業者は、合わさってトータルで40名なので、11を引いて29名である。

○委員 委員から話があったが、地域ケア会議という名称と、あんしんすこやかセンターで地区包括ケア会議という名称で、さまざまな会議体を行っている現状だと思う。

今、委員が言われたのは、多職種や関係団体を集める会議体も行っているし、そのほかに、例えば民生委員との会議体を別個に持っていたり、場合によっては町会や高齢者クラブ、地域住民も参加した地区包括ケア会議を実施しているあんしんすこやかセンターも実際にはあるので、多種多様だとは思いますが、地区的な差がかなりあるのが現状である。多職種に関しても、呼んでいるメンバーは、あんしんすこやかセンターによって違うと思われる。

○会長 それぞれのセンターの取り組みが非常に多様なため、区で情報を取りまとめるといいかもしれない。

○介護予防・地域支援課長 そういったことも取り組んでまいりたい。

補足で資料No.2に冊子をつけたが、61ページに世田谷区地域ケア会議の要綱が載っている。世田谷区では地域ケア会議を3層で実施する。第2条のところに地区、地域、全区というふうに、全区では区全体で、地域は総合支所ごとの地域、地区が、あんしんすこやかセンターや出張所等の地区ごとに3層で実施している。それぞれ役割があり、個別のケアに関する事、地区の地域資源に関する事、そこでは解決できないものや政策に結びつけたほうがいいものを順次上の階層に上げて、最終的には全区の地域ケア会議、地域保健福祉審議会をそれに充てているが、そこで御議論いただいて政策形成に結びつけていく仕組みになっているので、参考までに申し上げた。

○委員 地域ケア会議の話が出たので質問するが、先ほどの説明で3層構造という形で地域ケア会議、地区包括ケア会議、地域合同地区包括ケア会議、地域ケア連絡会、世田谷区地域保健福祉審議会の形で、多分地区、地域、区という形で3層構造に分かれている形が

6期の説明にもあったかと思うが、実際にあんすこで地区で行っている部分に関しては、我々あんしんすこやかセンターはわかると思うが、3層構造に上がったときに、地区で行われた課題や情報を整理、集約していく機能が地域ケア会議にはある。

資料No.1で、保健福祉課で行っている地域ケア連絡会の取り組みが資料の中にあったと思うが、拝見したところ、地域によって地域ケア連絡会の内容がかなりさまざまである。課題整理をしているのかどうか、この資料を見る限りではわからなかった点が1点。

逆に、地域で出た課題などを、全区で言うと世田谷区地域保健福祉審議会で取りまとめて政策につなげていくことになると思うが、今、どんな課題が吸い上がって、どんな状況になっているかがわかりにくかったので、課題の集約の状況と、今現在行われている課題がどんな形で吸い上がっているか、状況を伺いたい。

○介護予防・地域支援係長 地域ケア連絡会については、この資料は昨年度ということもあるので、今年度から3層の取り組みは本格的に始まっていくものと考えている。

今年度からは各地域、要綱等があり、一定の基準もあるが、それぞれの地域で考えているところで課題を集約する会議を持って地域保健福祉審議会に持ち上げていく形になると思うが、具体的に手続についてはまだ決まっていない。

○会長 まだ始まったばかりの試みで、3層になっていて、非常に情報の流れが複雑で、各地域も非常に多様なので、これから多分事務局でいろいろな情報の集約と整理と、それを上に上げていくのと、下におろして行って審議していくプロセスが循環する形なので、事務局で工夫して今後整理してほしい。

○委員 せっかく多職種や、あんしんすこやかセンターでもケアマネジャー、事業所、住民の意見は吸い上がっているの、何らか政策につなげる形にしてほしい。

○委員 資料No.6について、2カ所で何点か教えてほしい。

27年度の高齢者虐待対策の取り組みはとても大事なことである。資料No.6の1の(4)の下、基礎研修、第2回研修、第3回研修は50名、75名、90名と、どんどん研修の参加者がふえるのはとてもいいことと思うが、参加する方が積極的にふえたのか。それとも動員をかけた結果ふえたのか。

2の(2)の要介護施設従事者による虐待で、通報件数が10件、認定が4件あり、内訳はこの下にあるが、では、この施設の中で本当ならばどういう認定があったのか。取り組みなので、それに対してどういう対応をされたかが大事であるし、毎回こういったデータを出していただいて、毎回私は質問をしていると思うが、もう少し詳しく教えてほしい。

○高齢福祉課長 まず先に、研修の参加者がふえているが動員をかけているのかという質問であるが、動員はかけていない。想像するに、恐らくテーマや業務の都合もあるのだろうが、そういったことで参加者が徐々にふえていった部分もあると思う。引き続き高齢者虐待の対策に向けた、より実践的なテーマ、研修内容について検討したい。

また、施設内虐待についての10件のうち4件認定があるので、虐待の4件について紹介する。1つは、通報内容としては、介護職員が高齢者の右上腕部を平手でたたいた事案や、高齢者が居室から出られないように扉の外側から鍵をかけたままにした事案があり、虐待を認定して東京都に報告した。また、入居者がナースコールでトイレ介助を依頼したが排便がなかった際、職員から叱られ、恐怖で仕方なく立ったが泣きたいほどつらかったと本人、家族から施設に訴えられた事案、入居者がポータブルトイレ使用の介助依頼をしたが、職員から自分でするようにと突き放された言い方をされた事案についても虐待認定で東京都に報告した。

そういった事案があり、施設内ということで、区としては、通告を受けたら区の職員が実際に施設に伺って施設管理者から話を聞き、可能であれば虐待通告をした方からも話を聞くなどして慎重に事実確認を行い、しかるべき対応を行っている。また、虐待の事実なし、認められなかったものについても、虐待に結びつくことがないようにあわせて指導、支援し、モニタリングをして虐待の芽のチェックをしていく。

○委員 そうすると、施設への教育的指導も行っているということか。また、冒頭に言われた東京都へも通報しなければいけないというところは、東京都の国保連合会を通じて東京都に通報するのか。それとも直接東京都に通報するのか。東京都から各施設への指導は特になのか。

○高齢福祉課長 東京都から介護保険法に基づき、指定権者としての指導、調査も別途ある。

○委員 結果としては、認定された事案が残念ながら4件あったが、指導等で済む程度のもので、それほど重大な案件ではなかったと理解してよいか。

○高齢福祉課長 10件中、残りの6件については虐待として認定できなかった、あるいは認められなかったものを含んでおり、それを機会として虐待の芽が生じないように指導、啓発をあわせて行っている。

○委員 というのは、毎回気になるのが、マスコミに出たら大騒ぎになることもある。これは相手方、御家族の精神的なダメージの度合いを考えると非常にデリケートな問題だと

は思うが、場合によっては重大なこともあるので、対処、指導の内容を明確に文書にしたほうがいいのではないか。

自分も世田谷区民として気になるので、この中に書いていないから気になって質問しているのかもしれないが、可能であれば、もう少しつまびらかにしていただいたほうが協議会の中でも深い議論ができると思う。

○高齢福祉課長 どのような形で報告したら、より皆さんに虐待の状況や私どもの取り組みが伝わるか工夫したい。

○会長 (2)の平成28年度の取組みについて、①平成28年度あんしんすこやかセンター事業計画、②平成28年度あんしんすこやかセンターに係る区の取組み、③あんしんすこやかセンターもの忘れ相談窓口の充実の3件について事務局から説明願う。

○介護予防・地域支援課長 平成28年度あんしんすこやかセンター事業計画について説明する。

A4の資料と、別紙で机の上に置かせていただいたA3横の大きな資料がセットである。大きな資料はそれぞれのアんしんすこやかセンターから提出していただいたもので、詳細に載っているので、後ほどごらん願いたい。

本日は概略について全体的なところをA4の資料で説明する。

まず、事業計画の作成の目的であるが、あんしんすこやかセンターで毎年つくってもらっているが、みずからの現状や目標を認識し、何をすべきかを意識すること、それから、地区の地域特性があるので、それに応じた目標設定や取り組み事項を掲げていただき、それぞれのセンターの特色や強みをより引き出すこと、また、お互いに見ることで、ほかのアんしんすこやかセンターのいい取り組みを共有したり、いい意味でまねをしていくことを目的としている。

計画はセンターの4大業務である介護予防ケアマネジメント、これは介護予防・日常生活支援総合事業も含んでいる。また、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントと、その他で認知症ケアや、あんしん見守り事業、質の向上の項目ごとに、昨年度の取り組みと今年度の目標と取り組みについて作成していただいた。

あんしんすこやかセンターの方に集まっていただき、おおむね月に1回開催している研修と事務連絡を兼ねたスキルアップ会議で、例年前年度の取り組み、新年度の事業計画の中の好事例を発表していただき、各センター間で共有、検討し、全体のレベルアップにつなげて役立てていただいている。

事業計画の概要は、地域包括ケアの地区展開の推進を踏まえて、出張所・まちづくりセンターや社会福祉協議会との連携強化を図りながら以下の取り組みを進める。

1 番目に介護予防ケアマネジメントである。介護予防ケアマネジメントマニュアルを私どもで作成したので、それについてや、各総合支所、保健福祉課の保健師による支援体制のもとでケアマネジメントや介護予防事業対象者の把握等に取り組んでいる。27年度は介護予防・日常生活支援総合事業の新たなサービスメニューの利用が進み、高齢者のニーズに合わせた介護予防ケアマネジメントを実施している。介護予防による地域づくりでは、はつらつ介護予防講座の参加者の自主グループの立ち上げの支援など、自主的な介護予防活動の支援に取り組んでいただいたセンターが複数あった。

28年度は新しい介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、従来の予防給付からの円滑な移行と適切なケアマネジメントに取り組む。また、介護予防事業の対象者の把握については、実態把握などを計画的に行い、必要に応じて介護予防事業への参加の勧奨など働きかけを行う。

次に、総合相談支援である。窓口や電話等だけではなく、アウトリーチ、訪問等による支援対象者や社会資源の把握に取り組んでいる。また、孤立化や認知症などの早期発見・早期対応に向けて地域の住民による相互の見守りの推進や、センターへ情報を寄せていただくためのPRなどネットワークづくりにも取り組んでいる。

裏面に移り、27年度は地区高齢者見守りネットワーク会議が全地区で実施された。地区ごとにまちづくりセンターや社会福祉協議会とも連携して見守りネットワーク会議を行っているが、地区の住民の方々、商店街や町会・自治会、民生委員など、地区によっていろいろであるが、地区の方々での見守りのネットワークを順次進めて、27年度は全地区でネットワーク会議ができた。

あんしんすこやかセンターと出張所・まちづくりセンター、社会福祉協議会の三者の連携による課題把握や解決、相談対象の高齢者以外への拡大による地域包括ケアの地区展開のモデル事業を地区で取り組んだ。モデル地区以外でも三者の連携により情報交換や課題把握に取り組んだところもあるので、地域との連携が進んでいるものと思う。

あんしんすこやかセンターと出張所・まちづくりセンターとの施設的な一体整備は17地区で完了している。今年度中に2地区で一体整備が完了する予定である。あんしんすこやかセンターの広報紙については、商店街や金融機関や薬局などに御協力いただきながら、多くの機関に配付してPRを強化しているケースがあった。

28年度は最初のほうで申したように、地域包括ケアの地区展開が全地区で実施されているので、地区の課題の把握、整理や検討、地域資源の開発の動きともあわせて、地域包括ケアシステムの推進に向けた具体的な取り組みが進むものと期待している。

次に、権利擁護であるが、虐待対応や成年後見制度、また、消費者被害の防止や対応について、各支援機関との連携のもとで権利擁護の推進に取り組んでいる。27年度はいきいき講座とって、あんしんすこやかセンターで工夫して実施していただいている講座であるが、そういった機会を活用したり警察等に協力いただいて区民への啓発を行った。警察、消防、成年後見センターなどと地区包括ケア会議を開催して連携を図るケースもあった。

疑いも含む虐待のケースについては、保健福祉課や介護事業所と連携して対応している。

28年度は引き続き各種啓発活動の取り組みや、対応のスキル向上に向けて関係者との勉強会などの取り組みを計画している。

次に、包括的・継続的ケアマネジメントであるが、高齢者のさまざまな状況に応じた支援体制の構築と実践に向けて、ケアマネジャーとの連携や支援はもとより、地区で高齢者を支えるさまざまな専門職や関係機関などとの連携づくりに取り組んでいる。27年度はケアマネジャー、介護保険事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会など多職種の方々を対象に、医療と介護の連携等について、合同地区包括ケア会議を開催した。単独の地区包括ケア会議では多職種による連携や交流を行い、地区の課題把握や解決に向けた取り組み、生活困窮をテーマにした取り組みやケアマネカフェ、新しい資源についての勉強会、困難事例対応についての共有等を行っているケースが見られた。28年度は引き続き、ケアマネジャーの支援や医療連携の推進に向けた取り組みが計画されている。先ほども御指摘いただいたが、地区包括ケア会議では、多職種、他の関係機関との連携により、地域課題の抽出や地域版の地域ケア会議につなげていくなどして、問題解決につなげる取り組みを進めていければと考えている。

続いて、平成28年度あんしんすこやかセンターに係る区の実施計画である。

まず、第6期介護保険事業計画と地域包括ケアの推進である。区では、平成27年度からの第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定して、本年度から取り組みを進めている。その中で、あんしんすこやかセンターに関係する取り組みを少し申し上げる。

まず、一体整備と相談支援の拡充である。何度か申し上げているが、まちづくりセンタ

一や社会福祉協議会との一体整備、相談支援の対象の拡大などを図っている。先ほど地域包括ケアの地区展開のところでも申ししたが、三者の一体整備をして、三者が持つノウハウの共有により、地域の課題の把握、解決のために地域の人材や社会資源の開発・協働に取り組む。

今年度、11月に祖師谷、29年1月に上馬で整備が完了して19地区での一体整備が完了する予定で、残る8カ所については順次整備を行う。また、昨年度決定したが、用賀地区を分割して二子玉川まちづくりセンターなどが整備される予定である。これに伴い、31年度中にあんしんすこやかセンターなどを含めた施設の整備をする予定である。

相談支援の対象の拡充についてであるが、高齢者に加えて障害者等に相談対象を拡充して、情報提供、相談対応、適切な機関へつないで支援に結びつける取り組みを行う。先ほどの報告と重なるが、5地区でのモデル実施を踏まえて7月から全地区で実施しており、あんしんすこやかセンターの職員増やマニュアルによる研修、利用者基本台帳システムの稼働の取り組みがある。従来あんしんすこやかセンターでは紙の台帳で高齢者の方の管理を行っているが、順次電子化して電子システムに移行する。まだ移行途中であり、システム自体は動いているが、過去のデータが現在の台帳システムに全部載っていないため、現在は併用している。

続いて、地域ケア会議である。あんしんすこやかセンターで行っている地区版の地域ケア会議、地区包括ケア会議であるが、これを充実させて地域の多職種の参加により個別ケースの課題解決を図るとともに、事例検討の積み重ねによりケアマネジメント力の向上、地域課題の把握を政策形成に結びつけていくこと等で地域包括ケアの推進を行っていきたい。

裏面は、新しい介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施である。冒頭、部長が挨拶でも申し上げたが、昨年度、区民や事業者の意見をいただきながらサービス内容を決定して、4月からスタートした。決定の後には12月以降、事業者に説明会、あんしんすこやかセンターやケアマネジャーへの研修などを実施して準備を行ってきた。

サービス内容については、介護保険事業者が引き続き実施するもののほか、多様な実施主体によるサービスということで区民参加によるものもつくり、個々の状態に合わせて選択できるようにした。

水色で虹の絵がついているリーフレットを配付したが、こちらにサービスの内容等を記載した。表面は制度の移行についてである。おめぐりいただいて、真ん中の面の左側が世

田谷区が実施しているサービスである。介護保険事業者によるサービスのほかに住民に担ってもらうサービスがあり、黄色く「新設」とつけているものが新しいものである。訪問型と通所型がそれぞれあるが、一番上に従来の予防給付のサービスと同様の現行相当のサービスも引き続き実施しながら、新設の少し緩和した基準で実施し、また、サービスを受ける方の負担も低いものを実施しているサービスと、住民参加型では訪問型のほうが、これもこれまでも実施していたが、シルバー人材センターや社会福祉協議会に登録していただいた住民が、有償のボランティアになるが、住民同士の支え合いという意味合いで簡単な家事援助などを実施していただくもの。それから、通所型の住民主体型サービスでは、地域デイサービス事業とあって、住民の団体やNPOなどによる支え合いによるデイサービスのようなものであるが、介護予防を目的とした定期的な通いの場を、週に1回、食事を含んで心身活性化のための体操等を行う活動を3時間程度で実施するものを新設で行っている。この取り組みは今のところ23区では世田谷区しか実施していないということで、部長も申したが、地域の活動が盛んである世田谷区だからこそできたのだと、本当に地域の区民の皆様に感謝している。この活動を盛んにしていくために区も努力しなければならないと考えている。

それから、短期集中的に介護予防の活動を行うことにより、その方の心身や生活が改善すると見込まれた場合に利用していただく短期集中型サービスも用意している。

そのほか、一般介護予防事業とあって、65歳以上の元気な方であれば、いつまでも元気にという意味で用意している講座も幾つかある。

A4の資料にお戻りいただき、真ん中あたりからであるが、要支援認定を受けている方に対しては更新申請のお知らせにリーフレットを同封し、区のおしらせなどでも広く区民に知らせている。また、高齢者がサービスを適切に選んでいただけるように、あんしんすこやかセンターやケアマネジャーが適切に御案内できるように介護予防ケアマネジメントのマニュアルを作成し、説明会、研修会等を実施して、介護予防ケアマネジメントの充実を図りながら予防給付から総合事業へ円滑な移行を進めていくように取り組んでいる。

今後は、総合事業で実施しているサービスの利用状況や、要支援認定を受けている方の移行の状況などを分析、評価して、サービスの見直しなど必要な調整を図りたい。

資料No. 11、あんしんすこやかセンターもの忘れ相談窓口の充実について説明する。

あんしんすこやかセンターは、21年度からもの忘れ相談窓口と位置づけて、もの忘れ相談に関して専門の相談員を置いて身近な相談窓口としての機能を果たしているが、地域包

括ケアの地区展開の全地区実施に伴って、以下のとおり、もの忘れ相談についても拡充して実施する。

今年度、試行している内容を説明する。

まず1つ目が、地区型もの忘れチェック相談会である。もの忘れチェック相談会は、認知症が疑われる高齢者が早期に医師に相談できる機会をつくることにより、認知症の早期発見や医療による早期対応につなげることを目的として、総合支所ごとに年2回ずつ、計10回実施しているが、それに加えて今年度、より身近な地区で相談できるように、また、将来的には認知症高齢者がふえることに対応できるように、全体的に受け入れ人数をふやすことを目指して、本事業の相談員の先生方との連絡会でも御意見を頂戴したことをもとに試行している。

表になるが、試行①、②を実施している。試行①は、この事業を実施して、早期に相談に来ていただくことで医療につながることも、また、御家族だけで相談に来ることも可能であることなど、さまざまメリットがあることを実際に相談に従事している先生方からも伺った。では、より認知症について知っていただき気軽に相談していただくということで、普及啓発型をあわせて行った。

普及啓発として実際に行ったのは講演である。1時間ほど先生に話していただいた後、あんしんすこやかセンターの職員との相談会を実施する形を行った。講演会の中では認知症についてのチェックも体験していただいた。こちらはついこの間、7月9日に玉川区民会館で実施した。定員30人で募集したところ、30人程度の申し込みはあったが、実際にいらしたのが26人で相談は3人であった。少し課題があったのではないかと考えており、来年度に向けて改善策も考える予定である。

続いて、試行②は、より身近な地区でと申し上げたが、今は総合支所で実施している従来と同じような医師による相談会を、あんしんすこやかセンターで実施する。今年度については太子堂と烏山のあんしんすこやかセンターで1回ずつ、計2回実施した。5月に烏山、6月に太子堂で実施して、それぞれ2人と3人であった。各3人の枠で、合計6人のところ5人参加した。

いずれにしても、29年度以降の実施については、試行の状況や従事していただいた相談医の先生、あんしんすこやかセンターの職員の意見を伺いながら、より効果的な実施に向けて今年度検討し、来年度も行いたい。

裏面は、認知症ケアパスの普及とパンフレットの配布である。先ほど机上に置かせてい

ただいた資料で紹介したオレンジ色の「認知症あんしんガイドブック」であるが、こちらは「認知症ケアパス」と右上にも書いてあるが、認知症ケアパスというのは、認知症の容体に応じた適切なサービス提供の流れのことである。国の新オレンジプランでも、地域ごとに医療や介護の適切な連携を確保するためにケアパスを確立することが必要であるとされ、世田谷区で平成25年11月に策定した認知症在宅生活サポートセンター構想においても、その流れを認知症ケアパス、ケアの道筋について検討している。これを基本として今回、標準的な流れについてパンフレットを作成した。7月からあんしんすこやかセンター等で区民から認知症についての御相談があった際に説明するときにお使いいただく形で活用している。

めくっていただくと、例えば認知症とはどういうことかとか、早く気づくことが大事であるといった啓発、相談先の御紹介等を示しているほか、12ページに認知症の程度とサービス（支援）利用早わかり表にしており、軽度、中等度、重度と進んでいってこの先どうなってしまうのだろう、どういうサービスが受けられるのだろうと本人や家族が心配になることがあると思うが、受けられるサービスを図で示し、後ろのほうでさらにサービス等の説明をするつくりになっている。

したがって、どうなってしまうのだろうという心配が薄らぐツールとしてお使いいただけるように、御自由に持って帰っていただくというよりは、あんしんすこやかセンターの窓口で相談があったときに使い方や見方を説明していただいて、具体的に御理解いただきながら使用することを想定している。

今後、支援を必要とする認知症の方や家族に対して早目の対応やサービスが切れ目なく提供できるように、医療や介護の関係者に周知して活用していただくように進めたい。

○会長 以上の3件について意見、質問等はあるか。

○委員 これからの取り組み、新しい日常生活事業や認知症の方への取り組み、パンフレット等、世田谷区が一生懸命考えているのはすごくよくわかる。

まず、日常生活事業のパンフレットであるが、私どももかなりじっくり、実際何がどのように始まっているのか、現場での新しいサービスや、住民参加型サービスは4つできたなどと区報に書いてあると、では、どこなのだろうか。それと、これを見ながら実際に住民に対象者、要支援1、2、新しくなった方、あるいは、現在それで今後どうしたらいいだろうかということの説明するのはすごく大変だと思う。理解していただくために説明するのは、実際に私たちは事業者なので、ここにいる方はよくわかると思う。あるいは、わ

かりにくいかもしれないが、現場で実際その方が来たとき、私は一体どういうサービスができるのだろうか。新しいサービスはどこに入るのだろうか。

実は、大分前から私どもは委託で筋力アップサービス、はつらつ介護予防講座、認知症予防プログラムも実施しているが、最近、参加なさる方は非常に元気な方もいて、このプログラムに乗かっていくとかなりいいなという方の反面、既に今までのプログラムに参加した方々はどうしたらいいのだろうか。その道筋を誰が誘導するのであろうか。ただでさえ、あんしんすこやかセンターの方々は忙しくて仕事が多いのに、その方たちが安心、納得できるように誘導していくのは誰だろうかとすごく感じる。そこで地域住民が手伝うにしても、その方々にかなり啓発事業をしなければならないし、その方々がリーダーになれるだろうかと疑問を感じる。

もう1つ、きょう資料が配られたので、ぱらっとならしか読んでいないが、五、六年前から認知症の人の早期発見、早期治療は非常に行っていて、それは素晴らしいことであるが、では、「あなたは認知症である」、あるいは、家族が「この方は認知症である」と言われて、その方たちが今後地域で生活していくためのサービスの受け皿がまだ足りないのではないか。先行ばかりして、では、私はどこに行ったらいいのだろうかと非常に感じる。

例えば、このパンフレットで今見てみたところ、12ページの初めのほうで、いわゆるMCIの初めのほうの段階でもの忘れがあったり、今までできていたことができなくなった。軽度と言われた方が、では、軽度と言われて私はどうしたらいいのだろうかということは非常に多く起こると思う。

実は私どもの職員にもMCIではないかという方が出て、本人も初めは、「えっ、俺は違うよ」と言いながら、自分もMCIかもしれないと思い始めたときに、職員が非常に間違いやすい。この方は今までできていたいろいろなことができない。でも、その方の非常に能力のあるところはバックアップして、できるというふうに自信を持たせてあげるとうまくいくのではないか。その取り組みを半年ぐらい前から始めたら非常に効果的であった。

したがって、これから認知症の方が、今、世田谷区は2万数千人いると思うが、MCIの方も同数ぐらいいるとなると、軽度の人たちにどうやってアプローチしていくか。軽度の人たちにアプローチをうまくすると認知症にはならない。しかし、認知症ぎりぎりのところで生活する人はものすごく多くなっていく。そのところをこれから地域包括の全体の中で考えていかなければいけないのではないか。

になるだろうと考えている。

支える側、支えられる側がくっきり分かれるこれまでの事業者、プロによるサービスだけではなく、支え合いの中で支えている側も意欲、生きがいを持ち、また、利用者として参加している方も、もし自分にできることがあれば、配膳や何かつくことに参加して意欲的になっていただくことで、それぞれの元気を維持していただけたらと考えている。

認知症の件は、軽度の人たちへのアプローチや、全体として地域が支えていくことが必要ということだと思うが、MCI、軽度の認知症かもしれないということに早く気づいていただくことも重要だと考えている。このパンフレットをつくったこともあるし、昨年度、区が作成した高齢介護アプリでも気づきのためのチェックリストを載せてあるので、自分でも気軽にチェックしてほしい。あんしんすこやかセンターに行くのはサービスを使う人みたいで嫌だと思ふ方は、アプリやホームページを使ってほしい。

ちょっとしたもの忘れと認知症の入り口は見分けがつかない部分もあるが、専門の医師から見れば年相応のものだから大丈夫というケースもある。ただ、まず、そうかなと思っていただくことが大事なので、自分のことを心配しなければいけないという啓発も行っていきたい。

今年度の新しい取り組みとして、まだ余り受け入れ人数が多くはないし、準備中であるが、軽度の認知症や若年性認知症の方のために社会参加型のデイサービスのプログラムの開発を始めている。実際に認知症デイサービスで始めるのは秋ぐらいを予定しているが、今、法人に委託して、軽度の認知症の方々が御自分の力を生かして地域や世の中の役に立つ、働きたいという意欲に応えられるプログラム、工賃をもらえるものかもしれないしボランティアかもしれないが、地域の方々と触れ合いながらという部分も含めて生きがいを持って生活していけるような取り組みも、今、開発している途中である。機会があれば報告できたらと思うが、軽度の方々から相談があったときにそういったサービスも使用して、よりまた広げていきたい。

また、認知症については、地域での支え合いを醸成するために、認知症サポーター養成講座もあんしんすこやかセンターで地道に取り組んでもらっている。優しく見守り、危ないときに声をかけるとか、困っていきそうときの声のかけ方も、小中学生等も含めたまちの方々、企業の方々に少しずつ理解していただき、地域全体で認知症の方を見守って支えていけるような地域づくりも進めたい。

○委員 今の質問と重なる部分があるが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業が4月

から始まって、まだ時間がたっていないため、これから分析や評価をする段階であると思うので、今の段階で結構であるが、あんしんすこやかセンターとか利用者、事業者はスムーズに移行、実施されていると思ってよいか。それとも、やはりここは難しい、これは困っているというところがあれば教えてほしい。

もう1つ、これも重なるかもしれないが、本当に素晴らしい内容の事業がたくさんある。パンフレットも多数あるが、区民の方に周知されていないと思う。多分いろいろなことを考えて、いろいろな周知の仕方をしていると思うが、まだまだ足りないところがあるので、パンフレットをもう少し違うところにも置くとよいのではないか。例えば、我々歯科医師会のところに置くのは全然問題ないと思う。結構待合室で皆さんいろいろなものを見ているので、そういうところにもどんどん出していくといいと思った。

○介護予防・地域支援課長 移行して3カ月程度であり、もちろん分析等はこれからである。

スムーズに移行が進んでいるかということであるが、特に細かく確認をしたいとか、少しわからない点などは、問い合わせをいただいて対応している。特に大きな問題や、すごく困っているということは今のところは聞いていないが、細々したことがあるので、そこについては対応したり、是正が必要なところは是正していきたい。

周知が足りないという点は本当に御指摘のとおりで、申しわけなく思う。制度そのものが難解であり、一般の区民に制度全体がこうであるということを申し上げるのは非常に難しい。いろいろ考えて苦心の末にこのリーフレットを作成したが、今のところでは考えたのは、制度全体を区民に御理解いただくのが非常に難しいので、例えば自分とはか、自分の親はどうなってしまおうのだろうという人に関しては、あんしんすこやかセンターで丁寧に説明ができるように、支援者向けの研修、説明にまずは力を入れた。

パンフレットの配布に御協力いただけるのであれば大変ありがたい。各団体にも相談させていただくかもしれないので、その際はよろしく願います。

○委員 1点であるが、本日認知症の家族会の方から御指摘いただき、区にぜひとも伝えてほしいと言われたことがある。

先ほどの認知症のガイドブックであるが、窓口で使うということは聞いたが、宣伝するのだから、ぜひともたくさん刷るよう伝えてほしいと言われたのと、認知症予防や介護予防については65歳以上の講座がかなり目立つが、家族が参加して伝えることもできるのだから、そういった枠組みをあえて取っ払ってほしいと言われたので、この場をおかりして

伝える。

○介護予防・地域支援課長 最後に、次回の日程調整を行う。

(日程調整)

○介護予防・地域支援課長 次回は、12月12日月曜日午後7時から開催する。年末の忙しい時期で恐縮であるが、よろしく願います。

○会長 閉会する。

午後9時10分閉会